

令和6年度一宮市食品衛生監視指導計画 市民意見提出制度に寄せられた意見と市の考え方

●募集期間：令和6年2月1日～3月1日

●提出件数：1件（1人）

番号	意見の要旨	市の考え方
1	<p>(2) 重点監視指導事項は、「【同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する】病院、社会福祉施設、学校等の集団給食施設に対しては、大量調理施設衛生管理マニュアル等に沿って監視指導を実施します。」としてはどうか。</p> <p>「本マニュアルは上記食数を提供する調理施設に適用する。」とあり、小規模の施設に対して実施することは過剰な負担を課すことになる。特に、原材料の納入については、現実的に難しく過剰な負担になっている。</p>	<p>重点監視指導事項で対象とするのは、大量調理を行う集団給食施設であることから、「大量調理を行う病院、社会福祉施設、学校等の集団給食施設に対しては」と対象の規模を記載します。</p> <p>中小規模の集団給食施設については、本マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図るよう指導してきたところですが、関係業界団体が作成し厚生労働省が内容を確認した手引書を参考とした指導を行うことも可能であるとされました。</p> <p>このことから、施設の規模や状況等に応じた衛生指導を実施してまいります。</p>